

仕様書

評価部

1. 件名

海外の評価及び追跡調査等に関する最新動向調査

2. 目的

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）では、NEDOが実施した研究開発事業の開発成果が社会にもたらす効果・便益を把握することによって説明責任の向上を図るとともに、NEDOの研究開発事業のマネジメントや企画立案機能の向上に資することを目的として、プロジェクト等の評価及び追跡調査を実施している（以下、「評価及び追跡調査」を「評価等」という。）。

海外の研究開発機関及びファンディング機関等においても、各機関の特性に応じた様々な評価等の制度・手法が不断に考案・改良され、その妥当性の検証がしばしば報告されている。NEDOにおいても評価等の制度・手法を常に最適なものに変化させてゆくことが重要であり、そのためには定期的に国際的なベンチマーキングをして海外の動向を把握することが必須である。

本調査は、諸外国の研究開発機関、ファンディング機関等にて行われる評価等の最新の制度・手法について国際的に広範なベンチマーキングを行い、NEDOの評価システムの効率化・高度化に資することを目的とする。

3. 内容

(1) 全般

過去、NEDOにおいては、2012年度と2016年度に動向調査を行い、調査結果はそれぞれ「海外ファンディング機関における研究評価手法に関する動向調査報告書」、「研究開発評価手法に関する海外動向調査」として報告書にまとめられている。その後も諸外国の機関から新たな方法論が出てきていることも踏まえ、今年度の本調査でNEDOの動向調査のアップデートを行うものである。

(2) 対象国

過去2回の動向調査における主な対象国、地域は、北米及び欧州各国であった。今回の調査では、北米及び欧州各国に加え、大洋州やアジアをはじめとした他の地域においても、評価等の視点で特色のある場合や経済的に重要性の高い国について、調査対象として含めることとする。

(3) 対象機関

過去2回の動向調査における対象は、研究開発機関及びファンディング機関等であった。今回の調査では、それらの機関が実際の評価等の実務作業を外部委託して実施している場合は、研究開発機関及びファンディング機関に加えて委託元・先機関の関与度に応じて委託先のコンサルタント企業等も調査対象に含めることとする。

(4) 評価システムの範囲

過去2回の動向調査と同様に各機関のプロジェクト、プログラム等の評価のシステム・手法を中心と

するが、今回の調査では対象機関が機関自身に対する評価（組織評価）を行っている場合にはそれも対象とする。

（５）調査の深度

文献、ウェブサイト等の公開情報を可能な限り網羅的に収集し、該当する深度の情報を広範に整理することを主とする。

（６）その他進め方等

- ① N E D O と協議し、調査対象機関を決定する。
- ② 対象機関に対する文献、ウェブサイト等の公開情報を調査する。
- ③ 必要に応じて評価実務担当者及び専門家からのヒアリング調査を行う。
なお、実施に当たっては、N E D O との密接な連携の下で行うものとする。

とりまとめの観点の例として、次のようなものがあるが、調査する観点はこれに限らない。

- A) 国による研究開発・イノベーションシステムの違い、その国の中での対象機関の位置づけ
- B) 評価等の手法の方法論、寄与率あるいは貢献度の考え方
- C) 評価の基準、研究開発段階の定義：TRL（Technology Readiness Level）による整理
- D) 評価結果の利用先、フィードバックの実態

４．調査期間

N E D O が指定する日から 2023 年 3 月 17 日まで

５．報告書

提出期限： 2023 年 3 月 17 日

提出方法：N E D O プロジェクトマネジメントシステムによる提出

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

６．報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

７．その他

- （１）N E D O から提供するデータのうち、DVD-R 等に格納して提供するものについては、調査完了日までに N E D O に返却すること。また、提供データを保存したパソコン内から本調査内で作成したデータを含めて、全て削除し N E D O へ報告すること。
- （２）調査の進捗状況は、N E D O の求めに応じて随時報告する（2回/月程度）とともに、必要に応じて外部有識者の意見を聴取し調査に反映させること。また N E D O の求めに応じて、N E D O が設置する委員会等で説明等を行い、委員の意見等を調査に反映させること。
- （３）本仕様書に定めなき事項については、N E D O と実施事業者が協議の上で決定するものとする。